


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市さわやかサービス事業補助金交付要綱の一部を改正する 要綱について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市さわやかサービス事業補助金交付要綱				
	部課機関	子ども生活部子育て支援課				
<p>1. 要旨</p> <p>本要綱においては、補助対象経費の区分を明確なものとするため、要綱の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 「人件費と事務費」と規定していた補助対象経費に関して、別表を設けて「人件費、事務費、事業費及びその他の経費」と改正した。</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>要綱案文については、文書課において審査済。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。